

家族命令および合意を強制的に 援助する法律

カナダ連邦 2002年（1）

村 井 衡 平

略 称

第1条 本法は「家族命令および合意を強制的に援助する法律」として引用されることができる。

第1章 情報の解放

解 釈

第2条 本章において、

“面接権”とは、命令または合意により、子の扶養、監護または面接に関する命令または判決を意味する。

“州において強制されるサービス”とは、州内で家族に関する規定を強制するために、第3条のもとで、州との合意にもとづいて規定されたサービス、代理または合意のもとで規定された事項をいう。

“州の情報銀行”とは、第3条のもとでの合意により指定された情報源を意味する。

“扶養の規定”とは、扶養、別居合意または家族扶養手当を意味し、かつ、金銭扶養命令を含めている。

連邦と州の合意

第3条 本章の適用のための州との合意。委員会における知事の承認のもとに、カナダ政府の利益のために、閣僚は本法のもとでの情報の探知と借用に関する合意をすることができる。

第4条 合意の内容。第3条のもとでの州とのすべての合意は、

- (a) 州のために、本部のもとで又貸しされた情報の保護のために、州内で防禦物を構築すること、および
- (b) 本章の規定に従い、州の情報銀行の指名が、情報が本章のもとで継続される前に求められなければならない。

第5条 州による情報サービスの指定。主事および州は、第3項の下での合意により、本章の目的のための1つ以上の州の強制サービスを指定することができる。

第6条 包括的な支払いプランに関する合意。委員会における知事の合意のもとに、人類救済運動の奉仕者は、カナダ政府の利益のために、各州の間の“包括的な支払プラン”を提供し、“カナダ年金プラン”と定義した。

裁判所への申立

第7条 裁判所への申立。ある人、使用人、代理人または家族規定により権限を与えられた団体は、一方的な申立により、裁判所が本章のもとでの情報の又貸しのために提供しよう請求することができる。

第8条(1) 家族規定に関する申立。家族規定に関する第7条のもとでの申立には、

- (a) 命令の説明付きのコピーまたは扶養規定、監護規定または申立が関連している面接請求権。
- (b) 第9条に従った宣誓供述書、および
- (c) 第2項に従い、申立をうけた裁判所が管轄権を有している州によって扶養料に規定された州の情報銀行を見つけ出すもの、そして場合に応じて、扶養料について未払分のある人または監護の規定または面接権の対象である子ども。

(2) 証拠が必要でない場合。第(1)項(c)において引用された証拠は、申立を支持

家族命令および合意を強制的に援助する法律

する宣誓供述書が、その項の中で引用された人または子どもが、申立を受理した裁判所のある州にとり残されると信じる合理的な理由のない場合は、この限りでない。

第9条 宣誓供述書の内容。第7条のもとで申立書を支持する宣誓供述書は、家族の規定との関連において、

- (a) 家族規定の違反を主張し、
- (b) 違反の内容を詳細にのべ、かつ、
 - (i) 家族規定が扶養規定でもあるとき、または
 - (ii) 家族規定が監護規定または面接の権利であるとき、
- (c) 残債務のある人または監護の現実または面接権の継承である子どもの居場所を知るための合理的な手段がとられるか、
- (d) (c)項に参照された合理的な手段の詳細をのべ、かつ、
- (e) 宣誓供述書が第(b)項(ii)に引用された証拠を伴っておらず、かえって(c)項に引用される人または子どもは、宣誓供述書が関連し、その信頼を支持する情報をのべている。

第10条 (廃止)

第11条 (廃止)

第12条 裁判所は許可を与えるべきである。第7条のもとで有効な申立をうけた裁判所は、

- (a) 申立に関連している人または子どもについて、合理的な手段がとられており、かつ、
- (b) 申立に関連している人、子どもが、申立は合理的な根拠にもとづいていと満足するとき、裁判所の判事またはその職員は、本条のもとで許可を与えることができる。

情報の権利放棄の申立

第13条 情報の解放を求めて。本条の規定に従えば、

- (a) 第12条のもとでそうすることが許可されるとき、裁判所の判事または誰れか他の役員は、第12条のもとで、
- (b) 州の執行役員、または
- (c) 刑法第282条または第283条に従って子どもの誘拐を調査する平和委

員

は、内閣に対して、規則に従って定められた方式に従って、第15条に引用された情報銀行が第16条に参照された情報およびこれらの情報銀行が内密のうちに又貸しした情報を提供するであろう。

第14条(1) 適用の方式。第13条のもとでの情報の又貸しは、情報が規則によって定められた型式で含まれていなければならない。

(2) 補強的な書面。第13条(a)に引用された人によって第13条の下でなされるとき、申立には

- (a) 申立に関係のある家族事項のコピー。
- (b) 第12条の下での申立人の委任。
- (c) 委任の申立を支持するために提出された宣誓供述書のコピー。

(3) 州の執行サービスのための補強的書面。第13条の下での申立が州の強制サービスによってなされるとき、申立には第3項に従った州の強制サービスの役員によって提出される宣誓供述書を伴わなければならない。

(3・1) 治安官のための補強的な書面。第13条の下で申立が治安官—刑法典第282条または第283条に従って治安官によって申立がなされるとき、申立書には、

- (a) 申立が関係している情報のコピー、および
- (b) 宣誓供述書—平和委員によって第(5)に従って提出された—を伴わなければならない。

(4) 宣誓供述書の内容。州の強制サービス委員によって提出された宣誓供述書は、

- (a) 家族規定の違反を主張し、
- (b) 違反の詳細な内容をのべ、さらに
 - (i) 家族の規定が扶養規定であるときは、未払額があるかどうか、また
 - (ii) 家族の規定が子どもの監護または面接権に関するとき、監護の規定または面接権の客体である子どもを占有することができるかと信じており、
- (c) 債務残額のある人、監護の規定または面接権の対象である子どもを見つけ、これらの人、子どもが適切に配置されているかどうかを明らかにする。
- (d) (c)項に参照された合理的な手段の詳細をのべ、
- (e) 以下の事項を明らかにする。

家族命令および合意を強制的に援助する法律

(省 略)

- (5) 同 様。平和委員によって提出される宣誓供述書は
- (a) その不利に情報が伝えられた人および子どもが誘惑されたと主張する人に対し、合理的な手段がとられた旨を開示し、人や子どもは定住していなかった旨を主張する。
 - (b) (a)項に関して合理的な手段の詳細をのべ、
 - (c) 以下の事情を明らかにする。すなわち、
 - (i) 州情報銀行はそこに情報がおかれた州との関係を調査し、(a)項に引用された人および子どもについて、有用な情報が調査されたか、または
 - (ii) (a)項に引用された人、子どもは、報道が流され、かつ、その信用を与える報道が始められるとき、打ち明けられる。

第15条 検索される情報銀行。本章のもとで検索される情報銀行は、人間救済発展部によってコントロールされる情報銀行の間で、規則によって計画された情報銀行であり、国家収入部およびカナダ雇傭保険委員会によってコントロールされる。

第16条 また貸しされた情報。本章のもとで散乱され、かつ、また貸しされた情報は、

- (a) 場合に応じて、人の住所は
 - (i) 申立が関係している扶養の規定のもとでの支払のとどこおり、
 - (ii) 申立が関係している監護の規定または面接権。
 - (iii) 申立が関係している刑法典第282条および第283条に従った観察の目的である子どもの住所。
- (b) 申立が関係しているすべての子どもの雇主の姓名および住所
- (c) (a)項において引用された人の雇主の姓名および住所
- (d) 申立に関連するすべての子どもの姓名および住所

第17条 情報銀行のディレクターへの要請。第13条のもとでの申込書を受領する前に、ミニニスターは情報銀行のディレクターに、規則に従って、調査請求書を転送するものとする。

第18条 情報銀行の間での情報の転送。本条のもとで探索することができる銀行の情報に従えば、ある情報銀行の情報は他の情報銀行のディレクターに公表されることができる。

第19条 情報のミニニイスターへの転送。第13条のもとでの訴において要求される情報が本章のもとで情報銀行の中で発見されるとき、該情報銀行のディレクターは、第17条に従ってなされた検索の間に入手されたすべての情報をミニニイスターに移転するものとする。

第19条1 新らしい情報。定期的な検索の間に新らしい情報が入手されるとき、ミニニイスターは第13条のもとで、申立人はいぜんとして、申立でのべた理由により情報を要求していると満足するとき、情報を公表すべきではない。

第20条 申立人への情報の公開。ミニニイスターは、安全装置が第13条のもとでの合意により設定されていると満足するときのみ、本章のもとでの情報を公開するものとする。

第21条 安全のための例外としての変更。本章のための例外としての変更。本章のもとで、ある人の同一性が安全または取引の履行の目的のために変更されることは許されない。

規 則

第22条 委員会における総督による規則。委員会における総督は規則を制定することができる。

- (a) 本稿の下での情報の解放の申立のための手続の方式を決定し、
- (3・1) 情報銀行の検索を申立てる方法および本編の下で情報の解放がなされる方式を定め、
- (b) 第15条の目的のため、本編の下で考慮されるべき情報銀行を指定し、
- (c) 本編のもとで情報の検索をする方法を決定し、
- (d) 第18条のもとで、情報銀行のディレクターが他の情報銀行のディレクターに伝える情報の条件を定め、
- (e) 本編の下で検索した情報物件のどれかの中に発見された情報をミニニイスターに伝えるために従うべき手続を定め、
- (f) 一般的に本編の規定および目的を運用するために。

第2章 扶養命令および扶養規定を満足させる 連邦金銭の債権差押

解 説

第23条(1) 定 義。本章において、

“差押可能な債権”とは、女王陛下によって支払が許可されたか、または規則によって命じられた金銭を意味する。

“第三債務者への呼出状”は、類似の性質の令状または裁判所命令を含んでいる。

“女王陛下”とは、カナダの権利で女王陛下を意味する。

“判決債権者”とは、判決を得て、それによって強制執行をなしうる立場にある債権者を意味する。

“判決債務者”とは、判決を得て、これによって強制執行をうける立場にある債務者を意味する。

“ミイニイスター”とは、司法大臣を意味する。

“州の債権差押法”とは、扶養命令または扶養規定の強制に適用する債権差押手続に関する州の法律を意味する。

“扶養命令”とは、どの州においても強制できる扶養料、扶助料または家族の財政的扶養のための命令または判決を意味する。

“扶養規定”とは、州の債権差押判決のもとで第三債務者によって強制できる家族の財産的な支出に関する金額を意味する。

(2) “税金払戻減額法”の目的のために、税金を借りかえる債権者の権利にもかかわらず、税金の払い戻し金は本条のためにいぜんとして割引業者に支払われるが、むしろ依頼者のために支払われるべきである。

女王陛下の債権差押え

第24条 女王陛下は債権差押えをうける。女王陛下の債権差押えを阻止する議会の他の法律にもかかわらず、女王陛下は、扶養命令および扶養規定の履行命令および履行規定のために、すべての差押可能な金銭に関して、本条に従って差押えられる。

第25条 州の債権者差押法が適用される。第26条および本章のもとでの規定に従い、債権差押は州の優位を定める法に従うものとする。

第26条 州の債権差押法には従わない。本章の規定または本章のもとでの規則および州の第三債務者への債権差押え通知の間に何か不一致があるとき、州の第三債務者への法律は不一致の範囲で無効である。

第27条 差押可能な金銭の位置。本章の規定の目的のために、差押え可能な金銭は、それに関して、呼出状を発行すべく要求される裁判所の管轄内にあるものとみなされる。

債権差押の通告をうける第三債務者

第28条 通知は女王陛下を5年間、拘束する。本条および規則に従い、ミニイスターへの下記の書面の送達、すなわち、

- (a) 債権差押の通知をうける第三債務者および
- (b) [1997年法、第1章。24条により廃止]
- (c) 規則によって定められた型式による申込

は女王陛下を5年間、第三債務者への債権差押に関して拘束する。

第29条 5年間の計算。第28条の目的のために、同条に引用される5年間の期間は、ミニイスターの第三債務者への呼出状の直後の規則に定められる期間の経過によって開始する。

継続的な効果をもつ第三債務者の呼出状

第30条 第31条によれば、継続的な効果のある第三債務者の呼出状が本条のもとで、ミニイスターに送達され、女王陛下は金銭の法律上の被告への支払い、さらに同じ議会の法律によって正当化される判決による第三債務者への継続的な支払期間の満了後も、継続的な金銭の法律上の被告への支払いについて責任を負わされる。

第31条 制 約。女王陛下は、議会の特別な法律によって与えられる装飾的な金銭に関する第30条の規定のもとで、拘束されることなく、それに関する規定またはそのもとでの計画は、継続して180日間、支払われなければ、拘束力がなくなる。

書面の交付

第32条 交付の時機。ミイニイスターへの第3者呼出状は、ミイニイスターに有効に交付することができる最初の日から30日間のみ有効である。

第33条 交付の場所。本章によって許可されたミイニイスターへの書面の交付手段は、規定によって定められた場所でなされなければならない。

第34条 交付の方法。州の債権差押通告の方法に加えて、州の差押通告に従って許される方法、さらに本節のもとでのミイニイスターへの書面の交付は、書留郵便または他の原則によって定められた方法に従って、なんらかの方法による。

第35条 書留郵便による送達。本部のもとでミイニイスターへの書面の送達が書留郵便でなされたとき、書面はミイニイスターによって受領された日を示すものとみなされる。

つづく